

入ってますか？

出水市交通災害共済



令和5年度
加入申込受付中!!



出水市が運営する交通災害共済は、市民ひとりひとりが少ない会費を出し合い、交通事故にあわれた方に見舞金をおくる、相互の助け合いの制度です。

※見舞金の内容

死亡見舞金・・・100万円
傷害見舞金 基本額・・・1万円
入院・・・1日につき 1000円
通院・・・1日につき 800円

支給額は

1万円＋（入院日数×1000円）＋（通院日数×800円）
となります。

ただし、治療を受けた実日数が5日以上に要したものを対象とし、
16万円が見舞金支払限度額となります。

※共済期間

令和5年7月1日～令和6年6月30日

※問合せ先

出水市役所 暮らし安心課 安全安心推進係
（電話）0996-62-0203

申込みはお早めに!!!

交通災害共済制度の内容が変わりました!!

中学生以下の方と運転免許証を自主返納した方は会費が100円になります。

運転免許証を自主返納した方が会費の減額を受けるには、事前に市への届け出が必要です。

※令和5年4月1日以降に市へ届け出た方は令和6年度からの適用になります。



出水市交通災害共済制度について

令和5年7月1日以後に発生した交通事故について適用します。

❖ 会費

一般会員 ⇒ 年間360円

特別会員 ⇒ 年間100円(中学生以下、運転免許証自主返納者である旨を届け出た方)

❖ 共済期間

令和5年7月1日～令和6年6月30日
(中途加入の場合は会費納入の翌日から有効)

❖ 加入できる方

- ① 出水市に居住し、住民登録されている方。
- ② 就学のため市外に居住している方(学生)で、保護者が①の方。
- ③ 出水市内で季節的な労働に従事し、市外に居住されている方。



❖ 申し込み期間・方法

◎年間をとおしていつでも申し込みできます。

(共済期間が令和5年7月1日からですので、できるだけ令和5年6月30日までにお申込みください。)

◎5月下旬に加入申込ハガキを送付しています。出水市役所または各納付場所に直接お申込みください。

◎お手元に加入申込ハガキがない方は、くらし安心課にお問合せください。

郵便局でも申込ができます。



❖ 見舞金の内容

死亡見舞金

100万円

遺児加算 **20万円/人**

傷害見舞金

基本額 **1万円**
+

入院 **1,000円/日** 通院 **800円/日**

※傷害見舞金は最大16万円までとなります。
※治療を受けた実日数が5日以上を要したものを対象とします。

※支給対象となる治療の期間は、事故日から1年以内です。

※見舞金の申請期間は事故日から2年間です。



事故の状況	治療の状況	見舞金の受取額
自動車(自転車)運転中に事故に遭い死亡した。	死亡見舞金	1,000,000円
自動車(自転車)運転中に事故に遭いけがをした。	入院 50日×1,000円 通院 20日×800円 基本額(初回のみ) 10,000円	76,000円
バスに乗っているときに事故に遭いけがをした。	通院 36日×800円 基本額(初回のみ) 10,000円	38,800円
信号待ちで停車中に追突されけがをした。(年度内事故2回目)	通院 20日×800円 年度内2回目のため基本額なし	16,000円
自転車を運転中に転倒しけがをした。	入院 3日×1,000円 通院 3日×800円 基本額(初回のみ) 10,000円	15,400円

※詳しい制度の内容は加入申込書の裏面に記載してありますのでご覧ください。